健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます

※ 施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は発行されなくなりました

※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です。
※ 令和6年12月2日以降、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み健康保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは　マイナンバーカード　健康保険証利用